施設基準の届出・承認に関する事項について

令和8年6月1日作成

当院は、施設基準につきまして下記のとおり厚生労働大臣の定める基準に適合している旨を関東信越厚生局に届出し、承認を得ております。

記

1. 網膜付着組織を含む硝子体切除　第　2号　平成27年 4月 1日
（眼内内視鏡を用いるもの）
2. 医科点数表第2章第10部　第116号　平成27年 4月 1日
手術の通則5及び6に掲げる手術
3. ロービジョン検査判断料　第　2号　平成28年 4月 1日
4. 緑内障手術　第　4号　平成31年 4月 1日
（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
5. 外来・在宅ベースアップ評価料　第 122号　令和 8年 6月 1日
（Ⅰ）の注5
6. 電子的診療情報連携体制整備加算3　第125号　令和 8年 6月 1日

医療法人社団協友会　前橋中央眼科